

支給決定事務について

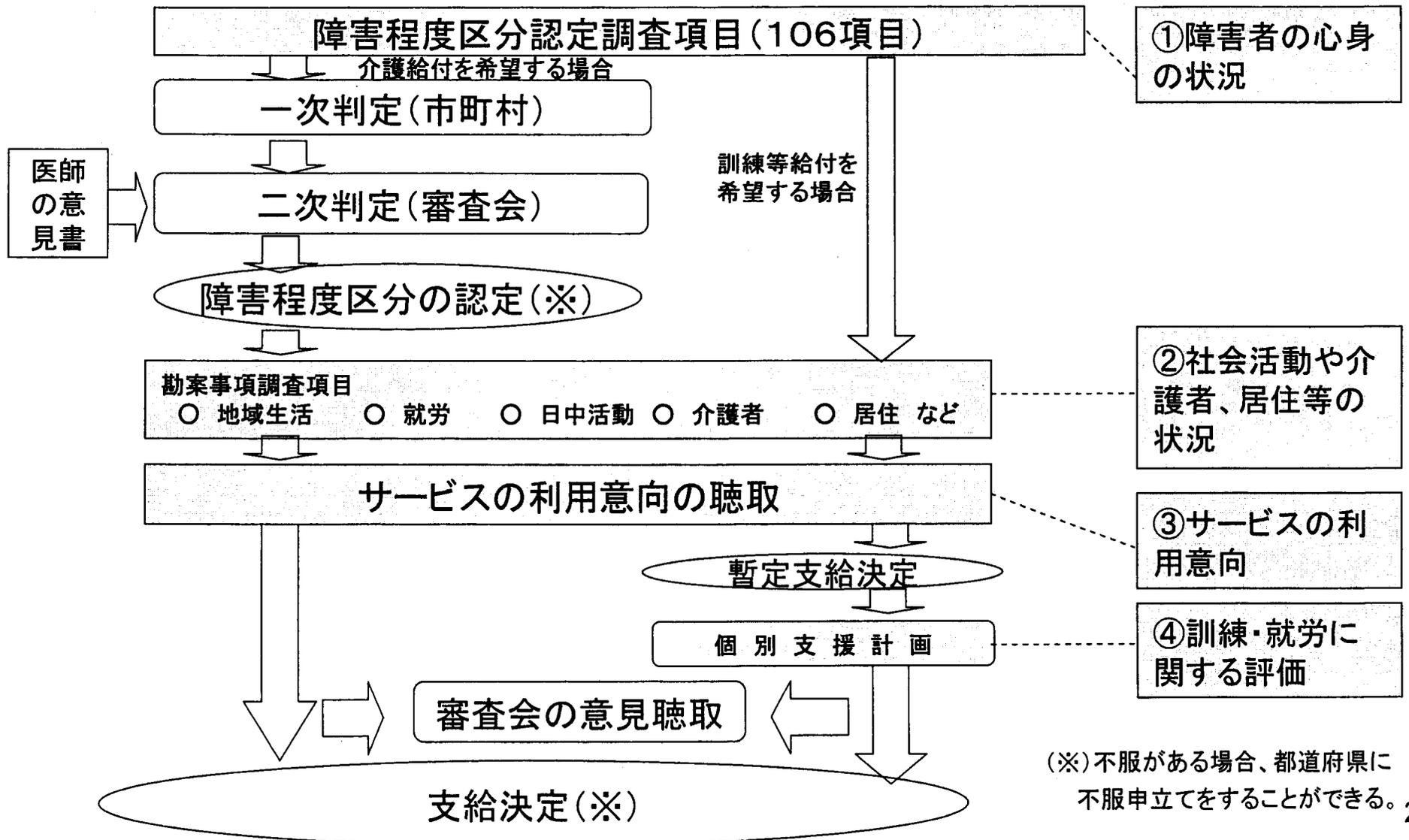
※ 今後の検討により、取扱いを一部変更することがあり得る。

平成18年6月26日

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部

支給決定について

障害者の福祉サービスの必要性を総合的に判定するため、支給決定の各段階において、①障害者の心身の状況(障害程度区分)、②社会活動や介護者、居住等の状況、③サービスの利用意向、④訓練・就労に関する評価を把握し、支給決定を行う。



平成18年10月に向けた支給決定事務の主な留意事項

- 適切かつ公平な支給決定を行うため、市町村においては、あらかじめ、支給決定基準（個々の利用者の心身の状況や介護者の状況等に応じた支給量を定める基準）を定めておくことが望ましいこと。
- その際、国庫負担基準は、あくまで国が市町村の給付費の支弁額に対して国庫負担する際の一人当たりの基準額であり、当該基準額が個々の利用者に対する支給量の上限となるものではないことに留意するとともに、支給決定に当たっては、申請のあった障害者等について、勘案事項に関する一人ひとりの事情を踏まえて適切に行うこと。
- 支給決定基準を適用して支給量を定めることが適当でないと判断される場合は、支給決定案について市町村審査会の意見を聴いた上で個別に適切な支給量を定めること。

平成18年10月に向けた支給決定事務の流れ

時期	支給決定手続	留意事項
<p>～7月</p> <p>8月</p> <p>9月</p>	<p>① 18年10月以降のサービス利用に係る支給申請の取得 → 障害程度区分の認定を要する（介護給付）か否かを把握</p> <p>② 認定調査の上、介護給付希望者については障害程度区分を認定（訓練等給付はスコアを算出）</p> <p>③ 障害程度区分、サービス提供基盤（特に新体系サービス）も踏まえ、サービス利用意向その他の勘案事項を調査、把握</p> <p>④ 支給決定基準等に基づき、支給決定 ← 支給決定基準と異なる（＝非定型）支給決定をする場合は市町村審査会の意見を聴取</p> <p>⑤ 支給決定通知を行うとともに、受給者証を交付</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>利用者はサービス事業者と利用契約を締結</p>	<p>○ 時期はあくまで目安であり、市町村規模等に応じて適切な事務処理スケジュールを設定する。</p> <p>○ 各市町村はあらかじめ支給決定基準を作成する。</p> <p>○ 旧法指定施設を引き続き利用する者は、みなし支給決定されるが、施設が施行時に新体系に移行する場合は支給決定が必要になること、また利用者が他の新体系事業を希望することから、施設とも連携しながら、施行時における施設の移行の有無、利用者の利用意向を把握する（特定旧法受給者であることも併せて把握整理しておく必要がある。）。</p> <p>○ 国立施設は経過措置なく18年10月から障害者支援施設に移行。入所者にも9月中に施設入所支援及び当該施設が行う日中活動サービスの支給決定を行う必要がある。</p> <p>○ 18年4月分以降、既に利用者負担上限月額を認定している者については、18年10月においては見直しをしなくても差し支えない。</p>

支給決定するサービスの種類及び区分

介護給付	訓練等給付
<ul style="list-style-type: none"> ・ 居宅介護（身体介護、家事援助） ・ 重度訪問介護 ・ 行動援護 ・ 重度障害者等包括支援 ・ 児童デイサービス ・ 短期入所 ・ 療養介護 ・ 生活介護 ・ 共同生活介護 ・ 施設入所支援 ・ 旧法施設支援 <p style="margin-left: 20px;">→支援費制度と同様の区分とする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 自立訓練（機能訓練） ・ 自立訓練（生活訓練） ・ 就労移行支援 ・ 就労移行支援（養成施設） ・ 就労継続支援（A型） ・ 就労継続支援（B型） ・ 共同生活援助

(※)児童デイサービスを利用する場合を含め、障害児については新たな障害程度区分の認定を行わない。

また、旧法施設支援には、従来の障害程度区分A、B、Cを適用。

平成18年10月以降における支給決定内容整理表

サービスの種類		支給量を定める単位	その他支給決定する内容
居宅介護	身体介護中心	時間（30分）／月	1回当たり利用可能時間数
	家事援助等中心	時間（30分）／月	1回当たり利用可能時間数
重度訪問介護		時間（30分）／月	移動中介護加算の時間数、7.5%加算対象者、15%加算対象者
行動援護		時間（30分）／月	(なし)
重度障害者等包括支援		単位／月	共同生活介護利用型
療養介護		日／月	(なし)
児童デイサービス		日／月	(なし)
短期入所		日／月	単価区分（児）、医療型（療養介護対象者、重症心身障害児、その他）
生活介護		日／月	(なし)
自立訓練		日／月	精神障害者退院支援施設加算対象者
就労移行支援		日／月	精神障害者退院支援施設加算対象者
就労継続支援		日／月	障害基礎年金1級受給者
共同生活援助		日／月	自立生活支援加算対象者
共同生活介護		日／月	経過的居宅介護利用型、重度障害者支援加算対象者、自立生活支援加算対象者
施設入所支援		日／月	(なし)
旧法施設支援（通所）		日／月	障害程度区分、障害の別（身）、加算（重度重複、強度行動障害（知））
旧法施設支援（入所）		日／月	障害程度区分、障害の別（身）、加算（重度重複、遷延性（療）、ALS（療）、強度行動障害（知）、自活訓練（知））

(※) 受給者証への記載方法等の詳細は、別途事務処理要領の中で提示予定。

障害程度区分の有効期間に係る経過措置の考え方

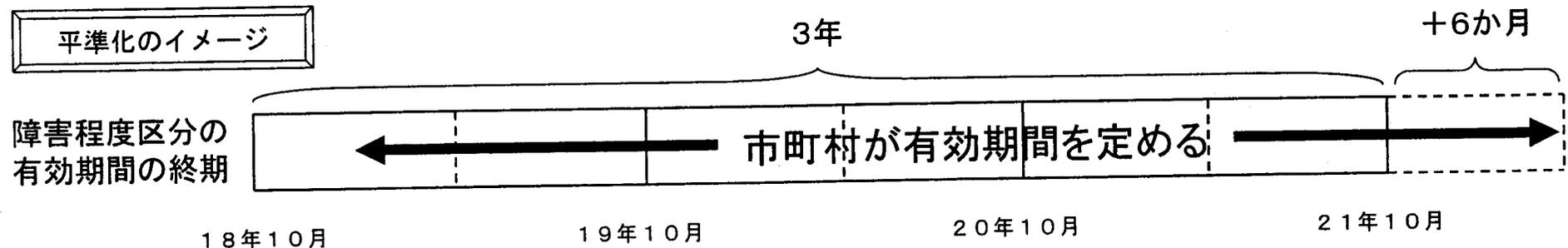
- 障害程度区分の認定の有効期間については、3年を基本とし、障害者の心身の状況から状態が変動しやすいと考えられる場合等においては、審査会の意見に基づいて3か月以上3年未満の範囲で有効期間を短縮できることとしている。
- 認定の有効期間は平成18年10月1日から開始する者が多数いるため、21年10月等に認定を更新する者が集中することとなる。
- これを回避し、市町村における更新事務の平準化できるよう、3か月から3年6か月の範囲で市町村が有効期間を事務的に割り振ることができる経過措置を講じることとする。

(参考)

「市町村審査会の運営について(平成18年3月17日障発第0317006号厚生労働省障害保健福祉部長通知)」

—抜粋—

初回の認定については、市町村事務処理の平準化のため、審査会の意見を踏まえて3年6か月までの範囲内で市町村が有効期間を定めることとなる。



留 意 事 項

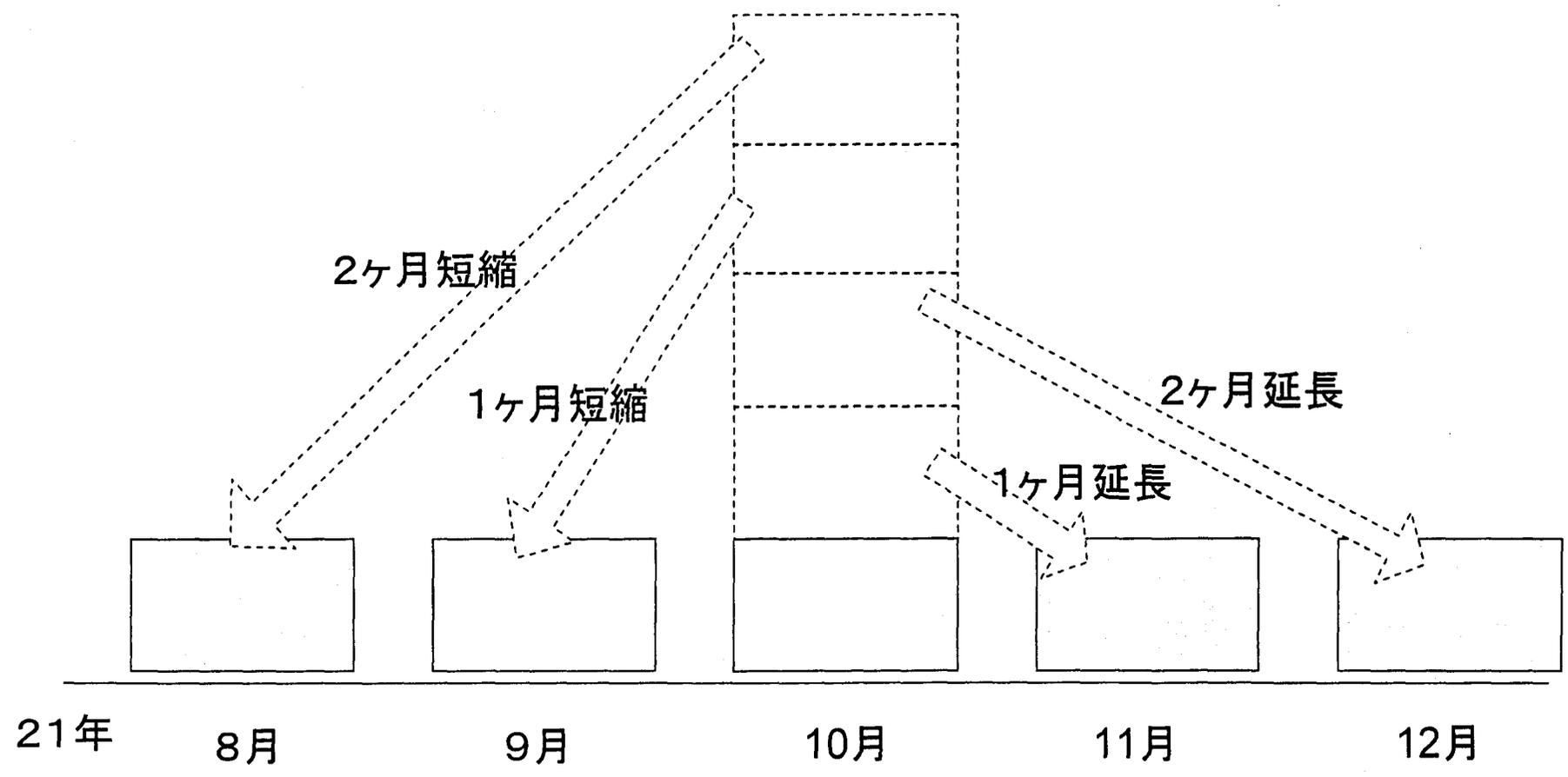
- 経過措置を適用して平準化を行うか否か、また、行う場合にどのような期間やルールで行うかは市町村の任意である。
- 平準化のための有効期間の延長、短縮について、個別ケースごとに市町村審査会の意見を聴くことは要しないが、更新時の市町村審査会の審査スケジュールに関係するため、当該市町村における平準化に係る事務処理方針は、市町村審査会と調整することが望ましい。
- 個別ケースの延長、短縮にかかる留意点は次のとおり。
 - ① 個別のケースの延長、短縮については、障害程度区分の有効期間の終了とサービスの支給期間の終了が連動していることを踏まえながら決めていく必要がある。
 - ② 市町村審査会の判定の結果付された有効期間 \pm （プラスマイナス）6か月間の範囲で割り振りをすることが望ましいが、より平準化する必要がある場合はこの限りでない。

《平準化の例》

 - ・ 19年4月以降の36か月間に割り振る。（3年間の各月において平均的に更新事務を行う。）
 - ・ 21年度の12か月間に割り振る。（1年間の各月に更新事務を集中させる。）
 - ・ 割り振りは、生年月日を基準とする、住所を基準とする 等
 - ③ なお、全体を平準化した結果、個別ケース間で市町村審査会での判定の結果と大きな齟齬が生じないようにできる限り配慮することが望ましい。（齟齬がある例：ケースAは市町村審査会では1年という意見→平準化のため1年6か月と決定 かつ ケースBは市町村審査会で3年という意見→平準化のため1年と決定）
 - ④ 市町村審査会で有効期間が3～6か月と判定された者については、特に、短期間で状態の変動が想定されるためこのような有効期間が設定されたことに鑑み、市町村審査会の意見どおりの有効期間とすることが望ましい。

簡単なイメージ

3年後の21年10月に集中



平成18年10月以降における支給決定の有効期間の取扱い

- 支給決定の有効期間は、原則として障害程度区分の有効期間（最長3年間）と同一期間とする。
- ただし、居宅介護等にあつては、利用するサービス量が比較的短期間に変わりうるため、支給決定の有効期間を最長1年間とする。
 - 障害程度区分の有効期間の範囲内で更新し、残存期間が支給決定を行おうとする有効期間よりも著しく短い場合（3か月以下を目安）、障害程度区分を改めて認定できるものとする。
- グループホーム及びケアホームについては、基本的には最長3年間とするが、地域移行型ホームに入居する者については、最長2年間の支給決定を行うものとする。
- 自立訓練等有期限を設定するサービスの支給決定（更新を含む。）については、別紙のとおり。（暫定支給決定の具体的な取扱いは別途提示）
- なお、旧法施設支援については、入通所とも、現行どおり最長3年間とする。（平成18年10月1日のみなし支給決定時は支援費支給決定の残存期間）

平成18年10月以降における支給決定の有効期間

サービスの種類		支給決定の有効期間(※1)		障害程度区分の有効期間		取扱いの考え方等	
		最短	最長	最短	最長		
介護給付	居宅介護	1か月	1年	3か月	3年	<ul style="list-style-type: none"> ○ 支給決定の有効期間は、<u>原則として障害程度区分の有効期間と同一期間とする。</u> ○ ただし、<u>居宅介護等</u>にあつては、利用するサービス量が比較的短期間に変わりうるため、支給決定の有効期間を最長1年間とする。 → 障害程度区分の有効期間の範囲内で更新をし、残存期間が支給決定を行おうとする有効期間よりも著しく短い場合(3か月以下を目安)は、障害程度区分を改めて認定できるものとする。 ○ 施設入所支援の支給決定の有効期間は、併せて支給決定する日中活動サービス(施設入所支援の利用要件となるサービス)の有効期間を超えることができない。 ○ 旧法施設支援の支給決定の有効期間は、入通所とも、現行どおり最長3年間とする。 	
	重度訪問介護						
	行動援護						
	重度障害者等包括支援						
	児童デイサービス						
	短期入所	1か月	3年	(※2)	(※2)		
	療養介護						
	生活介護						
	施設入所支援	1か月	3年	(※2)	(※2)		
	旧法施設支援						
共同生活介護	1か月	3年	3か月	3年			
共同生活援助		地域移行型ホーム 2年					
訓練等給付	就労継続支援	1か月	3年	(スコア) 有効期間 なし	(スコア) 有効期間 なし	<ul style="list-style-type: none"> ○ 暫定支給決定を行う。 【有期限設定あり】《詳細別紙》 ○ 暫定支給決定を行う。 ○ 当初は最長1年間(暫定期間を含む)の支給決定とし、継続して利用が必要な場合は標準利用期間の範囲内で1年毎に更新。標準利用期間を超えて更に利用が必要な場合は、市町村審査会の審査を経て、最大1年間の更新が可能(原則1回)。 	
	自立訓練	機能訓練	1か月				1年
		生活訓練					
	就労移行支援						

(※1)表中の期間に、支給決定日の属する月の末日までの期間が加わる。

(※2)現行支援費制度の障害程度区分(ABC)を適用。

自立訓練・就労移行支援(有期限サービス)の利用期間について

1. 標準利用期間

- (1) 事業者は暫定支給決定期間中に利用者に対するアセスメントを実施。
- (2) 事業者はアセスメントの結果に基づき、以下の標準利用期間(暫定支給決定期間を含む。)の範囲内で、サービス提供期間を設定し、これを踏まえて作成した個別支援計画を利用者へ交付。

機能訓練・・・18ヶ月

生活訓練・・・36ヶ月(長期間に渡って、病院に入院していた者、施設に入所していた者)

24ヶ月(上記以外の場合)

就労移行支援・・・24ヶ月

- (3) 利用者は当該個別支援計画に基づき、市町村へ本申請し、市町村は当初、1年間を支給決定。

2. 利用期間の更新

- (1) サービスの長期化を回避するため、当初支給決定期間は1年間までとする。
- (2) 1年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、1年ごとに支給決定期間の更新が可能。
- (3) 標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大1年間の更新が可能(原則1回)。

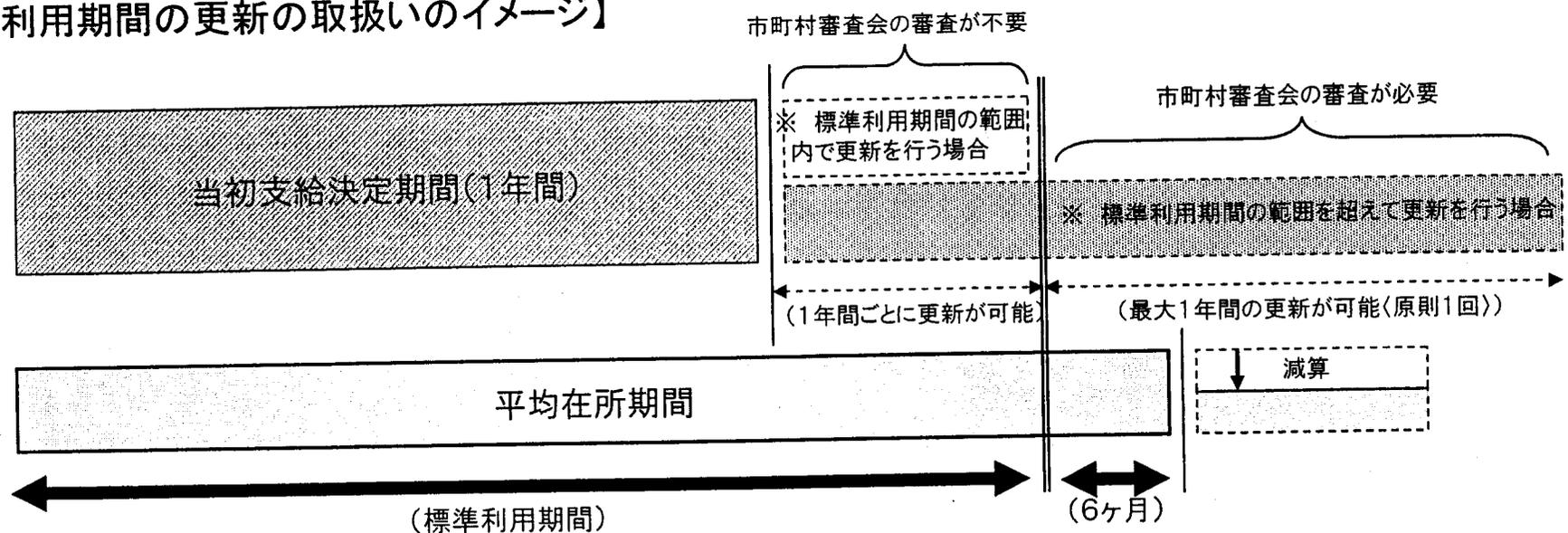
3. 減算の取扱い

- (1) 利用期間(利用を開始した日から、各月末日までの間の日数)が1年間以上である利用者の利用期間の総和を利用者数で割り戻した日数が、標準利用期間に6ヶ月を加えて得た日数を超える場合に、5%減算する。
- (2) 平均利用期間は毎月算定し、減算期間は減算事由に該当した月の翌月から、解消月までの間とする。
- (3) 旧体系から移行した利用者については、利用期間の起算日を当該移行した日とする。

※ 支援費施設利用者が引き続き5年間同じ施設を利用することができる経過措置との関係

標準利用期間経過後、原則、利用者の状態像に応じ、地域生活や他のサービス利用へ移行することとなるが、同一施設の別事業が利用できない等の場合には、5年間引き続き利用が可能。ただし、これらの者を含めて、減算の対象とする。

【利用期間の更新の取扱いのイメージ】



平成18年10月における支給決定の有効期間に係る経過措置について

平成18年10月の支給決定時においては、障害程度区分の有効期間の経過措置（3か月から3年6か月の範囲内で割振り可）と同様、サービスの種類ごとに定める支給決定の有効期間（最長期間）について、最長期間プラス6か月の範囲内で、市町村が有効期間を事務的に割り振ることが出来る経過措置を講じることとする（有期限のサービスを除く。）。

■市町村における運用の例（平準化の実施の有無及び実施する方法は任意）

- 障害程度区分の有効期間（最長3年）と支給決定の有効期間（最長3年）が同じサービスについては、各申請者の平準化した障害程度区分の有効期間に合わせて支給決定の有効期間を設定する。《例：7か月から42か月の36か月間に平準化》
- 支給決定の有効期間（最長期間）が1年のサービスについては、各申請者の平準化した障害程度区分の有効期間を踏まえて、各々の支給決定の有効期間を設定（年を基準にして同じ月数をプラスマイナス）し、障害程度区分の有効期間の終期と、1年ごとに支給決定していった場合の有効期間の終期を合わせる。《例：7か月から18か月の12か月間に平準化》
- 自立訓練等有期限のサービスについては、通常どおり、訓練が必要な期間等に応じて支給決定の有効期間を設定する。

居宅介護に係る支給決定期間の平準化イメージ（例）

